

(様式2)

## 京丹後市水洗化計画の見直しに係る早期水洗化（案）の概要

### 1 趣旨について

京丹後市の水洗化普及（整備）率は、平成20年度末現在56%と京都府下でも3番目に低い水準となっています。また直近5年間の平均普及率は、年2.3ポイントの向上であり、平成17年3月策定の「京都府水洗化総合計画2005」に定める「平成32年度に府内全域の水洗化普及率を概ね100%達成を目標」には達しない状況にあるといえます。

更には、人口の減少、高齢化、財政状況、国が定める経済比較に使用する費用関数と耐用年数の見直し、住民の意向を考慮した処理区の設定など、様々な要因により見直しが必要となってきています。

こうした現状を踏まえ、住民の皆さんがより早く水洗化（接続）していただけるよう処理区域の見直しを行うものです。

### 2 計画の概要について

本計画（案）では、水洗化（接続）率100%及び70%（住民意向調査結果）で経済比較したとき、集合処理（公共下水道、集落排水）と個別処理（浄化槽）についてどちらが有利か判定した上で、より早期水洗化が図れるよう集合処理区域を縮小し、個別処理区域を拡大した内容としています。

### 3 個別処理区域の整備手法

個別処理区域では、浄化槽市町村整備推進事業により市が個別に浄化槽を設置、維持管理します。ただし、浄化槽の設置費に際し分担金（27万円/基）、維持管理に際し使用料（公共下水道・集落排水・浄化槽同一）をいただくことになります。

また、区域内で既に個人設置された浄化槽は、市に寄附されることにより、市が設置した浄化槽とみなします。

### 施行期日について

平成22年4月1日から施行します。

但し、浄化槽市町村整備推進事業は、平成23年4月1日から実施します。